

京都府認証

京都再エネコンシェルジュ になりませんか？

京都府では、府内の再生可能エネルギー（再エネ）の導入量を拡大するため、太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用設備や薪・ペレットストーブ等の導入を推進しています。

京都府と一緒に再エネの導入推進をしていただく「京都再エネコンシェルジュ」を募集します。

京都再エネコンシェルジュってなに？

京都再エネコンシェルジュは、府民が身近で気軽に安心して再エネ導入について相談できる再エネの専門家であり、再エネ設備で豊かな暮らしをご提案する京都府認証のアドバイザーです。

再エネに関する研修を受講し試験に合格した人を、京都府が京都再エネコンシェルジュとして認証し、その方の所属事業所を京都再エネコンシェルジュのいるお店として公表します。

認証後は京都再エネコンシェルジュとして、京都府と一緒に太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用設備や薪・ペレットストーブ等の導入を推進いただきます。

どんなメリットがあるの？

- ★専門家への相談体制や活動の場の提供等、京都再エネコンシェルジュの活動を京都府や専門家がバッカアップします。
- ★各補助金制度等、再エネに係る情報提供が受けられます。
- ★京都府主催の再エネスキルアップセミナーが受講できます。
- ★京都府主催の再エネ啓発イベントに無料で出展できます。
- ★京都府公式マスコットキャラクター「まゆまろ」をチラシや店頭で利用できます。

■対象者

住宅新築・リフォームに関する工務店・ハウスメーカー等の事業者、家電販売及び屋内電気工事を行う事業者等を中心に、関係事業者・一般を問わず、コンシェルジュ活動（府民に直接再エネ導入を積極的かつ適切に説明を行うこと）が可能な方

■京都再エネコンシェルジュについて詳しくは下記をご覧ください。

<https://kyoto-saiene.net/concierge/>



■京都再エネコンシェルジュになるには

再エネに関する全5科目のeラーニング（オンライン型）研修を受講し、試験に合格された方を京都府が「京都再エネコンシェルジュ」として認証します。詳細は裏面をご覧ください。



主催：京都府

【お問い合わせ】

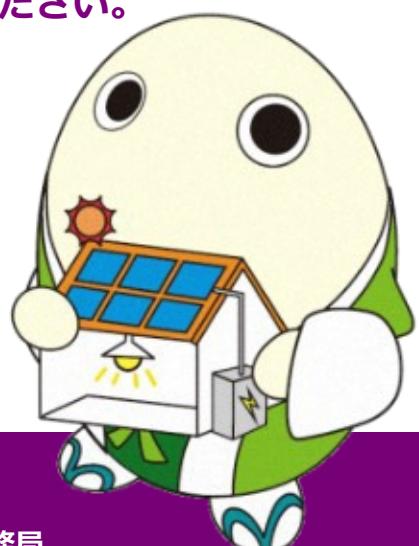
京都再エネコンシェルジュ認証制度事務局

（エコリンクス株式会社内）

〒619-0225 京都府木津川市木津川台9-6

メール：k-saiene07@eco-linx.jp

TEL：0120-613-894



©京都府まゆまろ2866007

令和7年度 京都再エネコンシェルジュ 新規認証研修

■京都再エネコンシェルジュ認証までの流れ

京都再エネポータルに「認証の手引き」を掲載しています。ご参照ください。

①受講申込 (京都再エネポータルサイト)	申込受付期間内にお申込みください。
②受講申込受付 (メール)	申込受付後、3営業日をめどに申込確認のメールをお送りします。 メールにeラーニングと認証の手引きのURLを記載しています。
③研修テキスト代振込用紙送付 (郵送)	京都府より研修テキスト代振込用紙をお送りします。
④研修テキスト代振込 (振込)	金融機関窓口でお振込ください。 ATM、ネットバンキングからの振込はできません。 研修テキスト代振込後の返金はできません。
⑤研修テキスト・認証申請用紙送付 (郵送)	入金確認後、研修テキストと認証申請書類を発送します。 入金確認に10日前後かかります。お早目にご入金ください。
⑥eラーニング研修 (WEB)	受講時間は約6時間です。途中で中断、再開ができます。 研修最後に認証試験があります。
⑦認証申請 (郵送)	試験合格後、認証申請用紙をご記入の上、 写真（3ヶ月以内に撮影）を添えて、郵送にて申請してください。
⑧認証書発行 (郵送)	事務局より京都再エネコンシェルジュ認証書を郵送します。

※申込み受付確認のメールが届かない場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。

※いただいた個人情報は、京都再エネコンシェルジュ認証制度に係る目的の範囲外では使用しません。

■令和7年度研修日程

A日程：2025年 9月22日（月）～ 2025年10月31日（金）

B日程：2025年11月25日（火）～ 2025年12月26日（金）

A・Bの期間内であれば、いつでも受講できます。

■お申込み

京都再エネポータルサイトからお申込みください。

<https://kyoto-saiene.net/2025new-entry-form/>



■申込受付期間（研修開始後でもお申込み可能です）

A日程：2025年 8月26日（火）～ 2025年10月10日（金）

B日程：2025年10月20日（月）～ 2025年12月 5日（金）

■受講料

無料（研修テキスト代（1,500円）が必要です。）

